

○羽村市福祉施策審議会条例

平成10年6月30日条例第20号

(設置)

**第1条** 時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について調査及び検討を行うため、市長の付属機関として、羽村市福祉施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、答申するものとする。

- (1) 児童福祉施策に関すること。
- (2) 高齢者福祉施策に関すること。
- (3) 障害者福祉施策に関すること。
- (4) その他の福祉施策に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の代表者 5人以内
- (2) 福祉施設の代表者 2人以内
- (3) 知識経験者 2人以内
- (4) 公共的な団体等の代表者 3人以内
- (5) 市民公募委員 3人以内

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、当該諮問にかかる答申をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第7条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、社会福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**付 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成17年条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則** (平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。